

令和8年度の 後期高齢者医療保険料 について

令和8年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

	医療分	子ども子育て分	保険料合計
均等割額	64,200円	1,400円	65,600円
所得割額	11.25%	0.24%	11.49%
賦課限度額	850,000円	21,000円	871,000円

保険料の計算方法(令和8年度)

負担していただく保険料額は、医療分と子ども子育て分で構成されており、それぞれ被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{l}
 \text{年間保険料} \\
 (\text{医療分} + \text{子ども子育て分}) \\
 \text{賦課限度額} 871,000\text{円}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{①均等割額} \\
 (\text{医療分} + \text{子ども子育て分}) \\
 65,600\text{円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{②所得割額} \\
 (\text{医療分} + \text{子ども子育て分}) \\
 \text{前年所得}^* \times 11.49\%
 \end{array}$$

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

《均等割額の軽減》

◆世帯の状況に応じて下表のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得(世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計)が下記に該当する世帯
7.2割(医療分) 7割(子ども子育て分)	「基礎控除額(43万円) + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を超えない世帯
5割	「基礎控除額(43万円) + 31万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を超えない世帯
2割	「基礎控除額(43万円) + 57万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を超えない世帯

【問い合わせ】

津久見市健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)